

玉名市マスコット「タマにゃん」

イラスト使用の手引き



玉名市マスコット『タマにゃん』

熊本県玉名市

目次

はじめに	タマにゃんについて	
第1章	申請手続きについて.....	1
第2章	デザインについて.....	5
第3章	食品について.....	8
第4章	その他（CM等について）.....	9

はじめに タマにゃんについて

タマにゃんのプロフィール

玉名市のマスコットで、
玉名市内外で行われるイベント
などに出没するねこの男の子。



タマにゃんのイラスト一覧表



着ぐるみ



着ぐるみの貸出しについてはこちら↓↓↓

玉名市マスコット「タマにゃん」の紹介と使用申請について

<https://www.city.tamana.lg.jp/q/aview/148/2068.html>

第1章 申請手続きについて

玉名市マスコット「タマにゃん」を商品として販売したり、販売目的で食品に加工したりパッケージに印刷したり、チラシやパンフレットに掲載したりする場合は、あらかじめ玉名市に対して使用のための申請をする必要があります。

以下にその手順を記載します。

1-1 申請の流れについて

【販売する商品】

A) 販売する商品で食品以外のもの(様式第1号)

①使用申請書(商品として販売する場合は印鑑が必要です)

②使用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書(パンフレット等)

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

B) 販売する食品(様式第1号の2)

①使用申請書(商品として販売する場合は印鑑が必要です)

②使用する商品等の見本

※見本が添付できない場合、写真・図案や原稿等、確認できるものでOKです。

③企業・団体等の概要書(パンフレット等)

※個人の場合はプロフィールや活動内容が分かるものを添付してください。

④製造若しくは販売に係る保健所の営業許可証(写)

又は県内各店舗の業務開始報告書(写)

⑤製造または販売する店舗一覧(様式自由)

【商品以外】

C) 商品以外(様式第1号の3)

①使用申請書(印鑑は不要です)

②タマにゃんの画像をどのように使用するかわかるもの(写真・図案や原稿等)

申請書に必要事項をご記入のうえ、事務局へ郵送またはご持参ください。

C)についてはメール・FAX でのご提出も可能です。

申請書は玉名市ホームページの「タマにゃん」からダウンロードもしくは、玉名市観光物産課に用意してあります。

【提出先】 〒865-8501 熊本県玉名市岩崎 163

玉名市観光物産課 TEL 0968-73-2222

Email kanbutsu@city.tamana.lg.jp

1-2 申請後の流れについて

A) 販売する商品(様式1号、様式1号の2を提出した場合)

市から承諾番号を付した承諾書を送付します。タマにゃんの図柄および写真には、「©2010 玉名市タマにゃん#〇〇〇」を商品もしくは商品パッケージいずれかに必ず付けてください。

【記載例】 承諾番号は下記のように掲載してください。

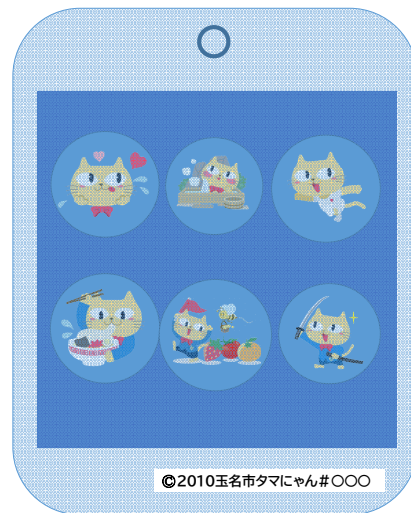
商品の箱に記載する場合



タグに記載する場合



シールに記載する場合



B) 商品以外(様式1号の3を提出した場合)

「©2010 玉名市タマにゃん#〇〇〇」もしくは「玉名市マスコット『タマにゃん』」を付けてください。

1-3 変更申請について

現在、使用中でもデザインや種類を増やしたいなど、申請内容を変更したい場合は、変更申請が必要です。

例)

- キーホルダーのデザインを変えたい
- 追加で色の種類を増やしたい
- 申請時より販売数が増えた

1-4 使用期間満了後の在庫販売について

承諾期間満了後において、商品等の在庫が残っているときは、当初の承諾内容(使用品の名称、販売小売価格・製造予定数)を変更しない限り、改めての変更申請は不要で、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用いただけます。

【使用に当たっての留意事項】

- ① 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、玉名市は一切の責任を負いません。
- ② 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者に誤認や誤解を与えないようにしてください。
- ③ 使用承諾は、玉名市が著作権を有するタマにゃんのイラスト、写真を使用することを承諾するものであり、使用承諾を受けた者に権利が発生するものではありません。また、他の申請者の同様の申請を妨げるものではありません。

1-5 不承諾になる場合について

- ① 法令又は公序良俗に反するものと認められるとき。
- ② 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- ③ 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- ④ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められるとき。
- ⑤ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に掲げる営業を行う者が使用するとき。
- ⑥ タマにゃんの使用によって第三者に誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- ⑦ タマにゃんのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。
- ⑧ 立体物による使用で、かつ、その表現がタマにゃんの立体物と認められないとき。
- ⑨ 前各号に掲げるもののほか、タマにゃんの使用が適当でないと認められるとき。

手続き Q&A

質問		販売商品(様式1号、1号の2)	商品以外(様式1号の3)
Q1	使用料は発生しますか？	当面無料です。	
Q2	個人の場合でも申請は必要ですか？	申請が必要です。	申請は不要です。(ただし、「玉名市マスコット『タマにゃん』」と記載が必要です。)
Q3	申請書の提出はFAXでもいいですか。	事前相談はFAXで構いません。正式な申請書は、改めて提出してください。 玉名市観光物産課FAX:0968-73-2220	FAXでの提出で問題ありませんが、完成した商品の見本もしくは、写しの提出も併せてお願いします。
Q4	どのような場合に変更申請が必要ですか。	商品などのデザイン、数量、色、大きさなどを変更する場合は必要です。商品自体が変わる場合は、新規申請が必要です。	変更申請は必要ありません。申請した商品を販売する場合は、新規申請が必要です。
Q5	個人の場合、添付する「プロフィール」はどのように書けばいいですか。	様式は任意です。「仕事の内容」、「仕事の経歴」がわかるものを添付してください。	
Q6	承諾を受けた商品などの使用期間に制限はありますか。	承諾日から2年以内です。2年を超える場合でも、商品の名称・販売価格・数量を変更しない場合は、在庫がなくなるまで販売できます。	申請書に記載した内容に変更がない場合は、制限はありません。
Q7	申請書の印鑑は何を使えばよろしいでしょうか。	印鑑は必要です。 法人・任意団体⇒法人印または代表印 個人⇒販売個人の認印(シャチハタは不可)	印鑑は不要です。
Q8	「タマにゃん〇〇」など、商品の名称や店名に「タマにゃん」の冠をつけてもよろしいですか。	「タマにゃん」は、玉名市のキャラクターですので、性格付けやイメージ付けがなされるような使い方や特定企業をイメージさせるような使い方はできません。このような観点から、原則として、 商品や屋号・店名に「タマにゃん」の冠を付けることはできません。	
Q9	企業内研修用冊子中に「タマにゃん」を掲載し、使用してもいいですか。	/	
Q10	名刺を作成して配布することはできますか？	販売する場合には、申請手続きをしていただき、「©2010玉名市タマにゃん#〇〇〇」と明記してください。	個人の営業で使用するには、申請手続きをしていただき、「玉名市マスコット『タマにゃん』」と明記してください。
Q11	企業や団体の概要書の中に、「タマにゃん」の図形を入れて外部に配布できますか？	販売する場合には、申請手続きをしていただき、「©2010玉名市タマにゃん#〇〇〇」と明記してください。	外部に配布する場合や一般の方がご覧になるような場合は、申請のうえ、「玉名市マスコット『タマにゃん』」と明記してください。
Q12	シールを作りたいのですが、可能ですか？	販売用グッズとしてのシール(タマにゃんのシールセットなど)は、シール単位の商品として申請のうえ使用できます。ただし、製品やパッケージなどに貼るシールは、当該シールを貼る製品とセットで承諾しますので、製品に貼った実際に使用する形式で、申請書に資料を添付してください。申請にあたってはシールのデザイン案とそのシールを貼る商品の画像が必要です。	販売しない場合でも、不特定多数に配布する場合は、申請のうえ、「玉名市マスコット『タマにゃん』」と明記してください。

第2章 デザインについて

2-1 注意事項について

- ① 個別の企業・団体や商店、商品の応援はできません。
- ② デザイン規定に沿って、ただしく、中立公平に使用してください。
- ③ タマにゃんを变形させたり体の一部を省略しての使用はできません。

痩せ過ぎ..



太り過ぎ..



- ④ 商品名・会社名等には使用できません。

【記載例】

ダメな例

- × タマにゃん味噌
- × タマにゃん饅頭
- × タマにゃんプリン
- × タマにゃん焼酎
- × タマにゃんストラップ
- × タマにゃん不動産
- × お得な「タマにゃんプラン」

OKな例

- 味噌（タマにゃん柄入）
- 茶（タマにゃんイラスト）
- タマにゃんのストラップ

- ⑤ タマにゃんの体には文字、商品等の写真をかぶせたり特定の企業・団体や商品を応援するような使用はできません。

【記載例】

※タマにゃんをしゃべらせる場合の語尾は「にゃん」もしくは「にゃ」



店名などをタマにゃんに持たせたり、ふき出して言わせることはできません。

タマにゃんが特定の名前を指差したりすること、おすすめするような表現はできません。

- ⑥ タマにゃんは男の子です。タマにゃんのイメージを著しく損なうような格好をさせることはできません。
- ⑦ タマにゃんに企業や団体を特定させるような制服なども着せることはできません。
- × 企業名や団体名が入っているものを着せることも不可です。
 - × 企業名や団体名が入っていなくても、デザインで特定できるような制服・ユニホームを着せることも不可です。



デザインQ&A

Q1 「タマにゃん」の色を変えてもかまいませんか？

A1 色つきの場合は、顔・手・足・尻尾は黄色とし、上着は青色、ズボンは群青色、蝶ネクタイは赤色とします。着せ替えは可能ですが、原則として左胸下にト音記号のマークを付けるものとします。

Q2 承諾番号の商品への表示はどのように行えばよいでしょうか？

A2 商品の箱やパッケージ、また、Tシャツなどは、タグや包装紙等に、承諾番号（「© 2010 玉名市タマにゃん#〇〇〇」）を明示してください。（P2 参照）

Q3 特定の商品を手を持たせることは可能ですか？

A3 特定の企業の商品を持たせることはできません。
みかん、いちご、トマトなど、一般的な玉名市の特産物、農産物などであれば可能です。



玉名大好きにゃん！

いちご大好きにゃん

第3章 食品について

食品への使用は、関係法令による表示義務の遵守なども併せて行ってください。
製造物責任における責任の所在を明らかにする表示も必要です。

3-1 添付書類について

- ① 製造若しくは販売に係る「保健所の営業許可証(写)」、「各店舗の業務開始報告書(写)」(申請者分)
- ② 「製造または販売する店舗等一覧」(様式自由)

3-2 人への危害が発生した場合の処置について

- ① 製造業者の場合
製造されている食品(市が使用を承諾した食品だけでなく、製造されているすべての食品を含みます。)により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承諾した食品に係る使用承諾(変更承諾の場合を含みます。)を直ちに取り消す場合があります。
- ② 販売業者の場合
市が使用を承諾した食品により人への危害が発生した場合には、その事実が明らかになった時点で、市が承諾した食品に係る使用承諾(変更承諾の場合を含みます。)を直ちに取り消す場合があります。

食品Q&A

Q1 弁当や惣菜のふたや掛け紙に「タマにゃん」を使用できますか？

A1 食品の容器やパッケージにタマにゃんのイラストを使用する場合は使用の区分は食品になります。弁当や惣菜類の容器等への使用については、食の安全性の確保の観点に充分ご留意ください。

第4章 その他（CM等について）

4-1 広告の場合は、次の点にご注意ください。

(1) イラストと着ぐるみ写真の取り扱いについて

市が提供するイラストも、個人で撮影された写真も、使用する場合は、原則として申請が必要です。但し、個人で撮影された写真を不特定の方が対象ではなく、個人で楽しむ範囲であれば申請の必要はありません。（例えば個人のブログに掲載したりする場合）

例) ご自分で持っている写真でもチラシ等に使用する場合は申請が必要です。

(2) 承諾を受けた商品を、写真として使用する場合について

承諾を受けた商品を撮影し、その写真をテレビ、チラシや新聞広告に掲載することは可能です。この場合、写真の側に「承諾番号」の記入をお願いしています。特にテレビCMにおける動画、アニメーションなどについては、玉名市の紹介として使う場合などに限り認める場合がありますが、タマにゃんは“玉名市のマスコット”のため個別商品の応援をすることはできません。画面のデザインやナレーションについては事前にご相談ください。

(3) 新聞・雑誌へ着ぐるみの写真掲載について

新聞・雑誌に、着ぐるみの写真のみをイベント内容周知などの広報目的で載せる場合、申請は不要ですが、販売促進・誘客などの目的で広告などに使用する場合は申請が必要です。事前にご相談ください。

(4) その他

農産物は食品になるので‘箱・袋・のぼり’は別々に申請をしてください。

4-2 タマにゃんの歌・まんが・アニメーションについて

タマにゃんについては、原則、玉名市の施策に活用するもので、歌やアニメーションなど、様々な設定や性格付けが生じる可能性があるものは、個人で楽しむ場合を除き使用を認めていません。

CMについては、事前調査を行います。

4-3 海外での食品、商品を販売する場合について

海外において、食品・商品を販売する場合については、個別の判断としておりますので事前にご相談ください。

玉名市産業経済部 観光物産課
〒865-0025 熊本県玉名市高瀬290番地1
TEL. 0968-73-2222 FAX. 0968-73-2220